

お知らせ

すべての人が活躍できる社会を目指します



第2次函南町男女共同参画計画(改訂版)を策定しました

問合せ/生涯学習課 (979-1733)

第2次函南町男女共同参画計画の見直し、修正を行いました。改訂版の基本理念に基づき男女共同参画に関する施策を実施することにより、「一人ひとりが認め合い 支え合うまち かなみ」を目指します。

○配布場所

函南町役場、文化センター、西部コミュニティセンター、函南町体育館、農村環境改善センター、ふれあいセンター、スポーツ公園、知恵の和館
※町ホームページでも公開しています。

○改訂版の基本理念

①すべての人の人権の尊重

性別による差別を受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権が尊重されることが重要です。

②社会における制度または慣習についての配慮

性別によって役割を分ける意識や慣習が、男女共同参画社会の形成を妨げるおそれがあることから、その影響に配慮することが必要です。

③政策等の立案及び決定への共同参画

すべての人が社会の対等な構成員として、行政や企業、地域などあらゆる場で、立案や決定に共同して参画することが必要です。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

子育てや家族の介護、その他の家庭生活での活動について、家族を構成するパートナーが協力し合い、家庭生活とそれ以外の活動を両立できるようにすることが重要です。

⑤国際的協調

男女共同参画の取り組みは、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることから国際的な視点をもって施策を推進することが重要です。

計画の基本目標

1	すべての人がともに認め合う人づくり
2	すべての人がともに参画する社会づくり
3	すべての人がともに働きやすい環境づくり
4	すべての人がともに安心して暮らせる地域づくり

お知らせ

所持には登録が必要です



令和4年度銃砲刀剣類登録審査会

問合せ/県スポーツ文化観光部文化財課(054-221-3169)

銃砲刀剣類発見届を警察署に提出後、速やかに登録してください。登録のない状態での銃砲刀剣類の所持は不法所持(銃砲刀剣類所持等取締法違反)となります。

○日時

- ▶銃砲刀剣類/5月10日(火) 9時30分～12時、13時10分～16時
- ▶刀剣類のみ/11月29日(火) 9時30分～12時、13時10分～16時

○場所

東部総合庁舎 別館4階第3会議室(沼津市高島本町1-3)

○持ち物

- ①登録しようとする銃砲刀剣類②警察署が交付した銃砲刀剣類発見届出済証③運転免許証などの身分証明書④登録申請書(会場にもあり)
- ⑤登録審査手数料(1件につき6,300円) ※登録できない場合も返金できません。

○申込み

開催日の1週間前までに原則として発見届出者本人(事情のある場合は代理人可、委任状と代理人の身分証明書が必要)が電話でお申し込みください。

お知らせ

4月1日から成年年齢が変わります



成年年齢が18歳に引き下げられます

問合せ/住民課 (979-8110)

○18歳からできること

- ▶10年有効のパスポートを取得
- ▶10年有効のマイナンバーカードを取得(4月1日以降に申請したもの)
- ▶男女ともに親の同意がなくて結婚することができる(ただし、女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられる)

お知らせ

自宅の庭などをご確認ください



5月～6月は不正大麻・けし撲滅運動を実施します

問合せ/東部保健所衛生業務課 (920-2107)

不正けしは、麻薬(あへん)の原料となるため、法律で栽培・採取が厳しく規制されています。不正大麻・けしを許可無く栽培していた場合、処罰を受けることがあります。また観賞用として栽培している場合でも、処罰の対象となります。

自宅や近所の庭や畑などで、不正大麻・けしと疑われるものを発見した場合は、最寄りの保健所まで連絡をお願いします。

○主なけしの種類



▶アツミゲン(セティゲルム種)

花の色は紫色(中央が濃い紫色、外側は薄紫色)が多い。花びらは4枚。葉が茎を抱き込むように、互いちがいに付いている。開花期の草丈は50～100cmになる。



▶ケシ(ソムニフェルム種)

鮮やかなピンク色の多数の花びらがついた八重咲きが多い。一重咲きは花びらが4枚で色は赤、桃、紫、白など。葉が茎を抱き込むように、互いちがいに付いている。茎や葉は白味を帯びた緑色で、毛はほとんど無い。開花期の草丈は100～160cmになる。

○その他

電子メールで生育場所と写真などを送付していただければ鑑定します。

メール:kftoubu-eisei@pref.shizuoka.lg.jp

お知らせ

子どもたちの未来を考える

見つけたよ 広がる未来とつかむ夢 5月5日～5月11日は「児童福祉週間」

問合せ/県健康福祉部こども未来課 (054-221-3546)

「児童福祉週間」は子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について国民全体で考えるために、全国各地で行事や啓発事業を行う期間です。子どもたちの未来のため、健やかな成長のために私たちにできることを考えてみませんか。

○相談窓口

静岡県子育てポータルサイト

「ふじさんっこ☆子育てナビ」

(http://www.fujisancco.pref.shizuoka.jp/)



お知らせ

農業振興に取り組む団体の人へ



令和4年度静岡県農業振興基金協会の助成事業(一般事業)

問合せ/(公社)静岡県農業振興基金協会(054-284-9545)

農業振興基金協会では、令和4年度の助成事業(一般事業)を募集しています。

○対象

農業の担い手育成、農業振興(技術改善、新商品開発、販売促進、安全安心、鳥獣害など)、農山村振興(グリーンツーリズム、食農教育、朝市開設など)に取り組む2人以上の農業者などの組織

※申請書の案を作成し5月下旬の事前審査(ヒアリング)を受け、6月末までの申請書を提出が必要です。事業は4月1日から実施可能です。

○補助金額

活動経費の2分の1以内(限度額有)

○その他

対象事業、助成金限度額、手続きなどの詳細は、最寄りのJA営農指導担当部署、JA中央会各支所、県農林事務所企画経営課、町産業振興課にお問い合わせ下さい。申請様式や詳細は、農業振興基金協会ホームページでご確認ください。